

第 6 回 徴収分科会

議 事 録

官民競争入札等監理委員会

第6回 徴収分科会 議事次第

日時:平成19年11月1日(木) 10:00~11:46

場所:永田町合同庁舎2階 第2共用会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 財務省からのヒアリング
- (2) 国土交通省からのヒアリング

3 閉 会

4. 出席者:

(財務省)

岡部 理財局国有財産業務課長

木村 理財局国有財産業務課長補佐

山田 理財局国有財産業務課長補佐

(国土交通省)

山上 自動車交通局保障課長

大野 自動車交通局保障課長補佐

熊坂 自動車交通局保障課長補佐

(委員)

森主査、本田副主査、小山専門委員

(事務局)

中藤事務局長、森山参事官

(財務省入室)

○森主査 それでは、定刻になりましたので、第6回の徴収分科会を始めさせていただきます。

本日は、「国有財産物件貸付料債権の徴収業務」並びに「政府の自動車損害賠償保障事業における損害賠償金債権の回収業務」につきまして、それぞれ財務省、国土交通省からのヒアリングを実施させていただきます。

なお、本日は、所用によりまして、高橋専門委員、新部専門委員が欠席されております。

それでは、財務省の方からよろしくお願いいたします。

まず、財務省からは「国有財産物件貸付料債権の徴収業務」についてお伺いしたいと思います。それでは、財務省理財局国有財産業務課長の岡部課長さんの方からよろしくお願いいたします。

なお、時間が限られてございますので、長くても15分以内ということで御説明をして、後の質疑や応答ができればその方がいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○岡部課長 業務課長の岡部でございます。よろしくお願いいたします。

事前にお聞きしているのが、国有財産の概要みたいなことも御説明した方がいいのではないかとおっしゃっていただきましたものですから、一応イントロダクションで、資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

ここで国有財産の分類を挙げてございますけれども、日本の財産で国有財産以外のものと言うと、私有財産、それから、地方公共団体が持っているのが公有財産ということですので、そういう分類で言えば、国が持っているのが国有財産ということになります。

これは面積に直しますと、全国土の大体4分の1ぐらいが国有財産になります。国有財産というのは土地だけではなくて建物ないしは政府出資のそういったものも入ってございますけれども、それらも国有財産ということで金額的には簿価ベースで85兆円になってございます。

それを2つに行政財産と普通財産とにわけております。行政財産というのは、国が行政上の目的のために所有しているというくくりでございまして、それ以外が普通財産。これは処分の対象になるものでございます。

これを金額ベースで見ますと、行政財産が約32兆円、普通財産が約52兆円ということで、国有財産の約4割が行政財産で、約6割が普通財産。これはあくまでも金額ベースの話でございます。

この行政財産というのをさらに右の方へ区分を4つに分けてございますが、一番上からいきますと、公用財産。これは、国の庁舎、裁判所、刑務所、そういう国がその事務を行うために使っている、庁舎であるとか国家公務員の宿舎であるとか、そういったものを公用財産と呼んでございます。

2つ目が公共用財産。これは道路だとか河川、港湾、公共のために直接国が所有管理している財産ということでございます。

それから、皇室用財産。これは皇室のための用途に供しているものでございます。

それから、企業用財産。これは主に国有林のようなものが入ってございます。

こういったくくりになってございまして、イメージをもう一つ作っていただくために、先ほ

ど申しました面積ベースで言いますと、国有財産、国有地というのが 877 万ヘクタール。これが先ほど申しましたとおり国土の 4 分の 1 ぐらいになるんですけども、その中で行政財産というのが、先ほど金額ベースで言うと 4 割ぐらいという話だったのですが、国有地のうちの面積でいきますと、ほぼ 100%に近い 98.8%が行政財産。その中のほとんどがいわゆる企業用財産と書いてある、いわゆる国有林野。面積的にはほとんどが国有林野が占めている。国有地の普通財産は、面積で言うと 1.2%ということで、面積で言うと非常に小さいんですけども、金額ベースで言うと、普通財産は 3 割ぐらいを占めているという状況でございます、本日、議題になってございます国有財産貸付料の徴収業務、これはまさに普通財産の世界の、また後で触れますけれども、普通財産、基本的に財政再建のもとで売り払いというのが大原則の中で、貸付、特に有償貸付というのが非常に例外的なものであるということで、この中の本当にごくわずかな部分になっているということでございます。

それでは、本論の方に入らせていただきまして、1 ページからお開きいただきたいと思っております。

1 ページ、これは国の債権の概要ということで、債権の発生原因ということでございますけれども、国有地及び国有建物を目的とする賃貸借契約を締結することにより貸付料債権が発生するというところでございます。

債権の内容としましては、土地の賃貸借によるもの。これは、土地及び水面貸付料債権と整理してございまして、建物の方は、建物及び物件貸付料債権と整理しております。

それで、この後何度も説明の中でお話することになると思うんですけども、「賃貸借契約を締結することにより貸付料債権が発生」と書いてございますけれども、基本的に、国が能動的に有償貸付契約を結ぶことは、今はほとんどございませぬ。皆無と言っていいぐらいです。では、何かというと、物納財産を受けまして、この 10 年を見ますと、土地の下落傾向のときに、物納が非常に増えまして、基本的にはこれは売払いということでやるんですけども、物納の中に権利付きということで、建物が上に建っている。いわば借地権が付いている。ないしは建物の中に借家人がいる。そういった借地権、借家権が付いたままの財産を物納される。そこで、物納されますと、我々が貸付契約を結ぶということもなるものですが、これは新たに貸付を我々が行うというよりは、物納された結果、貸付契約が出てきて貸付料債権が出てくるという性格のもので、ほぼ例外なくと言っていいと思っておりますけれども、新たに有償貸付を当方がやるということはずっとございませぬ。これからも多分ないことだと思いますけれども、そういった債権であるということをおまじ御理解いただきたいと思っております。

それから、2 ページを開いていただきまして、これは、過去 3 年間の債権額の推移ということで、左から 1 番目のところが徴収決定済額ということで、その年に徴収決定して、いわゆる貸付料債権として認識する金額でございますが、これを 16 年度、17 年度、18 年度を縦に載っております。それぞれの合計の欄を見ていただきますと、16 年度が 271 億円、17 年度が 243 億円、18 年度が 229 億円ということで、ごらんいただきますように、年々落ちてきています。

これは 2 つ要因がございまして、1 つ一番わかりやすいのは、物納が減ってきていると。御承知のように、物納というのは、相続税を納める方は、普通であると、売って納めればいいん

ですけれども、土地の下落傾向のときには、売って納めるよりは、そのまま納めた方が得なんですね。それがこの数年、だんだん土地の値が、地方ではまだ下がっていきながらも、だんだん下げ止まり傾向になってきている。反対に反転しているところも出てきたということになると、物納がどんどん減ってきているということで、先ほど申しましたように、新たな貸付が出てこない状況になってきている。

一方で、これもなかなか進みはしないんですけれども、相当に力を入れてやっているのが、貸し付けしている相手方に、買受勧奨とあって、お売りするというのを一生懸命やっているわけです。というのは何かというと、小さな物件ばかりなものですから、そういうのを管理しているのは非常に手間がかかりまして、国の収入からすると、人手をかけてやるのでペイしない状況があるものですから、なるべく早く売ると。それは、いわゆる縁故随契、随意契約ですので、借地人、借家人の方に買ってもらうということをやっているものですから、トータルものは減ってきていると。これは多分、基本的にはどんどん減っていく債権だと御理解いただきたいと思います。

そのうち、右の方に収納済歳入額というのがございます。これは16年度240億円、17年度213億円、18年度202億円。これは、基本的に納入告知、請求をしたらすぐ払っていただいた部分がこの欄でございまして、1つ飛びまして、収納未済額、ここがいわゆる請求しても払ってくれなかったというもので、未済額が16年度は30億円、17年度が29億円、18年度が26億円と、ここは多いか少ないかというのは議論があるかと思うんですが、30億から、ここ数年はこういうふう到低下傾向がある。これは、もともとの貸付が減ってきているということに加えて、この後御説明します、我々としても一生懸命回収に努めているということで、こういった状況になっているということでございます。

次のページ、3ページをお開きいただきまして、これは、今申し上げました未納債権の中身がどういうふうになっているかというのを見ていただきます。その前のページで見た数字が一番左の前年度末未納債権という欄でございまして、18年度の欄で言えば、これが17年度末の未納金。これに対して回収、督促等をやりまして弁済ができたものがその次の欄でございます。

それから、1個飛びまして、新規発生ということで、その年に新たに未納債権ということで発生した額が、16年度5億、17年度5億、18年度3億というような状況で、それで各年度末の未納金が30億、29億、26億ということで、前ページとここが対応する欄になります。

4ページを開いていただきまして、未納が発生する理由ということで中身を分析してみますと、主にここに書いているようなことになるということで、相続等により新たな賃借人となった以降、賃借している国有地の範囲、境界に対する認識不足のため、契約内容への不満により貸付料を払わないというケースがございます。

それから、周辺の地価の変動を理由に、貸付料額について納得できないということで、貸付料の改定、更新に応じないということで貸付料を支払わないケースがございます。

それから、3番目に、以上のほかということで、賃借人の方が病気になられたり、高齢化による収入の減少などにより、貸付料が未納になるということで、おおよそで申し上げて、3番

目に書いてあるところが一番多うございまして、5割ぐらいの方がこういった理由により払えないという状況の中で未納が発生をしているということでございます。

この辺が普通の公営住宅、貸付を前提にしてやっている事業の中で発生する未納という問題と、本件で取り扱っている部分がかかなり違うというのが御理解いただけるのではなかろうかと思いますが、そもそも国が貸付をやるということを前提にした制度ではないということ。それから、回収に当たって商業ベースでいいのかという問題、この辺をどのように考えるかというのが、本件を判断するに当たっての一つのポイントになるかなと私自身は感じているわけでございます。

次、5ページを開いていただきまして、これは債権の回収の実務の流れを書いてございますが、時間もございませんので、次のページのフロー図を見ながら御説明しますと、左の方からきまして、「納入告知書送付」という欄があって、その次に、期限内に弁済がないと、ここからいわゆる督促業務が始まるわけでございますけれども、督促状というのを1回、2回出しまして、その後、電話、文書、臨戸、実際に未納者のところに行くとか電話をする、そういったようなことでやりまして、それでまた督促の文書を発送するというのをやって、次から新しいというか、数年前から始めているところです。なかなかここで払っていただけない場合にどうするのかというときに、本来であれば法的措置にいかないといかんというものについて、かつては必ずしも明確な基準がなかったんですけども、ここを「誠意なき債務者」、「誠意ある債務者」という見極めをする意味も含めて、ここで支払い計画を出していただく。そして、なかなか払えないんですが、払いたい、ないしは払いますという方と、全くそういうつもりもないという方を分けて、それで「誠意なき債務者」という方に対しては法的手続に移っていくということ、ここ数年前から明確にしてやっているところでございます。

7ページ、これは業務執行体制。全部で197名と8名と書いています。若干補足しますと、これは、今の徴収業務をもう少し大きなくくりで言うと、債権管理業務の中の一部が徴収業務なんですけれども、ここに書いているのは、債権管理業務に従事している人の人数です。さらに、この人たちは実は債権管理業務だけでなく、これは書いてございますように、各県単位の財務事務所も入ってございまして、そうすると、管財課でやっているんですが、せいぜい4～5人の課なものですから、ほかの宿舍業務であるとか、総括業務であるとか、いろいろな業務も一緒になってやっているんですが、少しでも債権管理を担当している人たちをピックアップした人数が197名、非常勤職員8名ということでございますので、債権管理業務にこれだけの人数がかかっているというわけではございません。

さらに言うと、債権管理業務の中の全体、ほとんどが払ってもらっている人たちの業務は事務が多うございますので、督促というのはその中の一部である。ここは誤解のないようにしていただきたいと思います。

ということで、時間がきましたので急ぎます。9ページ、回収を向上するために、これまでやってきたということで、今御説明した法的措置に移る手続を明確化してやりましたということ。それから、督促等のマニュアルを作成しましたということ。研修もやって、担当する職員

の質を上げているということでございます。

10 ページでございますが、最後、ここがいわゆる今回の市場化テストについての当方の考え方でございますが、一般に土地建物の貸付料債権の督促等回収業務は、国の土地建物の貸付料に限らず、債権管理回収業、サービサーですね、に関する特別措置法の対象となっていないという点。

それから、また、国の債権については、国自らが、財産権の権利主体として扱わなければならないということ、この2つ目のパラグラフは多分いろいろ御意見があると思いますけれども、我々はこういうふうに思っているということでございます。

ただ、実態的には、「更に」のところでございますけれども、貸付料債権の大半が生活本拠地となっていると。これは約8割ぐらいが自分が生活の本拠地として使っているということ。いわゆる借地借家法で保護されるべき方々であるということが大半であるということ。

それから、先ほど申し上げた、そのうちの半分ぐらいが、生活困窮とまでは言わないにしても、病気である、あるいは高齢化が進んだということで払えないといった債権でありますものですから、ここを一律的に商業ベースに乗せるというのはなかなか難しいのではないかなというのが私どもの考え、実態的な面で言えばそういうことでございます。

ちょっと超過いたしましたけれども、私の方からの御説明は以上でございます。

○森主査 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見のある委員の方は御自由に御発言をお願いしたいと思います。財務省の方からの回答も含めまして、10時50分を目途に時間を設定させていただきます。よろしく願いいたします。

○小山専門委員 地域的といいますか、地方的な偏在みたいなものはあるんですか。

○岡部課長 件数は関東地域が圧倒的に多うございまして、というのは、先ほど申し上げたように、最近また増える要因というのは何かというのは、物納なものですから、地方ではほとんど物納はとまっています。ストックベースでいってもそうですし、新規ベースでもそうなんですけれども、かなり関東地域ないしはその次に近畿地域ということが大半と言っているぐらい多うございます。

○小山専門委員 賃料というのは月払いなんですか。契約にもよるんでしょうけれども。

○山田課長補佐 原則としましては、年1回で効率的に前払いなんですけれども、その次に、年4回ぐらいがこちらとしてご提案するときの基本になっておりますが、物納の場合は従前12回払いだったものが多うございますので、最近の新しいもの、特に国もあまり強いことは言えませんが、12回払いがだんだん多くなり始めていると承知しております。

○小山専門委員 と申しますのは、月払いだとすると、毎月未納が出るわけですから、毎月督促しなければいけないということになりますので、かなりの手間なのかなという感じがするものですから。

○山田課長補佐 この辺もかなり効率化しておりまして、督促状だけは機械的に淡々と出しております。そこは、熱いうちに打てということでやっております。

○森主査 先ほどフロー図を見させていただきました。6ページですか。このフロー図からい

きますと、先ほど岡部課長さんの方から、納入告知書送付から最終的な催告書の、一番最後の弁済の期間ですね。この中で今回の市場化テストになじむ業務というのは、ましてや先ほど来おっしゃったように、いろいろな管理業務をやっている中で、いわゆる貸付債権の問題の一部取り扱っていらっしゃるという人数的に、あるいは、いわゆる財務局別にすると、相当の人数的にも、当然偏在もあるかもしれませんが、こういう問題からいくと、その中で、例えば、私ども、地方税の場合でも、ある面では文書を印刷したり、いろいろなことをやるというのは、補助的な業務ですね、歳入徴収官というか、いわゆる国の本来やらなければいけない業務と、そうではなくて、いわゆる補助的な業務を含めたそういうことというのは、ある面では、一連のこのフロー図の中でも相当な分野で、そして、ある面では、先ほど来おっしゃったように、困難事例と申しますか、そういうもの、特に、金額的に大きいものとか、あるいは訴訟に持っていかないといけないもの、こういうものに、ある面では皆さん方の公務員として、ぜひこれはやっていきたい、あるいは考え方の中では、それが一番効率的だということだったら、そういう中の一連の流れの中で市場化テストになじむものが取り出せれば結構。このフロー図の中であるのではないかと思うんです。最後の方で、なじまない。とりわけ生活困窮といろいろな条件で、しかも、その上に生活している人がいらっしゃるという、そういういろいろな意味のものがあるかもしれませんが、そういうものの一連の流れの中で、ここからこの部分の弁済という、その中で取り出すことができるものがあるのではないかなというふうに、地方税のいろいろ議論をしている中でもそういうものがありましたので、考え方を一度伺いたいなと思いました。

○岡部課長 例えば、督促状を出すような非常に事務的なものというのは、実質的には、機械的なものは、今は定員が減っているものですから、補助的な業務をアルバイトなどにやらせているような状況にございまして、多分そこをある程度まとめても、出すほどの事務量になるのかどうかというところがあると思うんですね。

ただ、その先の、例えば臨戸督促。送るのは形式的にできるんですけども、その後に電話とかで督促をかけて、場合によっては臨戸督促をしております。ここから先になりますと、今申し上げたように、貸付を管理している者が相手と接しないと。先ほど申し上げましたように、8割の方が生活の本拠地としている。そのうちの5割の方が生活困窮者などである。ないしはその後の問題も、貸付内容、契約自体に不満がある方々なものですから、いろいろな理由で、その部分を商業ベースに持っていくというのはなかなか難しいんじゃないかなと思います。

○山田課長補佐 ちょっと補足させていただきます。納入告知書の送付と督促状1回目、2回目、ここにつきましては、国有財産の債権に限らず、国の債権は、会計センターという組織がございまして、一元的にそこが自動的に発送しております。

ですから、契約に不満という話が今課長からございましたけれども、そういった方について、止められる制度はありますけれども、画面上で停止できますけれども、基本的には、自動的に時間がきたらコンピュータが判断して印刷して、封筒に詰めて、会計センターは九段にありま

すが、最寄りの郵便局に自動的に持ち込まれると承知しております。これは、国有財産の債権に限らず、すべての国の債権がこのような制度で、会計センターを利用しておりますので、ある意味、そこについては、財務局の人件費としては全く何もしていない部分ではございますので、ちょっと補足させていただきます。

○本田副主査 じゃ、既に前段の3つは先ほどの197人がやっているわけではないんですね。

○山田課長補佐 その人たちも若干はやっております。画面を見て、督促状を出していかどうかぐらいの判断はします。ひょっとしたら、昨日払っている人もいるものですから、それとまた今後の借地契約のあつれきになりますので、この人はもういいと止めるというシステムはありますけれども、基本的には画面を見て、よかったらOKとすると、自動的に2～3日後には全国に東京から発送されるということをやっております。

○森主査 それからもう一つ。先ほど課長さんがおっしゃった「誠意なき債務者」と「誠意ある債務者」のお話、それで、そういう仕分けをされまして、実際に、例えばそれが「誠意なき債務者」を訴訟という段階、そういう件数というのはあるんですか。

○山田課長補佐 この取組みは、実は数年前からというふうに課長から説明がございましたとおり、数年前から導入しているんですけれども、実績といたしまして、40件以上50件弱のものを訴訟に持ち込んで、勝訴しております。手続事務も当然ございますし、その他、これは訴訟ではないんですけれども、即決和解に持ち込んだのもやはり50件弱ある。

○森主査 両方合わせて100件ぐらい。

○山田課長補佐 そうですね。その他手続中ですとか、支払い計画書を要求中とか、いろいろ分類がございます。まさにその案件を訴訟に持ち込もうとして、法務省と折衝中のものも一定ございますが、結果はどうだと言われれば、少なくとも訴訟に持ち込んで勝訴したものが50件弱。また、調停を含む即決和解をしたものもございます。

○岡部課長 これは手続が完了している。

○山田課長補佐 そうですね。

○森主査 それで、それがちゃんと今度は履行されて、例えば分納なら分納を含めてきちっと、要するに、それは回収不能の債権になっていなくて順次上がってきているわけですね。

○山田課長補佐 一定支払期限がきたものにつきましては、歳入化しております。

○小山専門委員 強制執行までいったものはあるんですか。

○山田課長補佐 ケースとしては若干あると聞いておりますが、回収額までは承知しておりません。件数としては若干あると。要するに、料金等を差し押さえたケースでございます。

○森主査 それはおたくの部署ではないわけですか。

○山田課長補佐 これは法務省がもっぱら矢面に立っていただきまして、債務名義をとっていただいて、その後回収に進むということでございます。

○本田副主査 先ほどの人間の数といたしますか、費用対効果からいって、どんどん減っていく。今の業務でもかなりの部分が皆さんの。理由が10ページに書いてありますが、僕に言わせれば、あまり理由じゃないんですよね。できない理由というのは、これは物事の考え方で、前向

きに考えれば別の書き方もできるし。しかし、これよりも、規模自体、いろいろなことを考えていっていますという話の中で、何らかの形でできるだけ効率化を図りながらやれるのではないかという感じがちょっとするんです。現実にも、ほとんど財務事務所の下でやっているわけですね。財務局というよりも。

○岡部課長 本局は本局の直接やる管轄がございますので、本局は審理課というところ。本局がない県は、財務事務所がありますから、そうしますと、本局のある県、例えば東海局でいきますと、愛知県は本局が担当していますので、本局の審理課。岐阜県とか、それ以外のところは財務事務所の管財課が担当するということです。

○本田副主査 現実的には197人。1人で考えたときに、この仕事にどのぐらい時間を割いているんですか。

○岡部課長 業務量は今持っていないのですが、この間ヒアリングで聞いたおおよそな話を。

○山田課長補佐 業務量を出せと話をしたのですが、なかなかすぐには出せないということで、逆に時間をとって統計をとるからと言われたのですが、そんな時間はないというふうに申しまして、かわりに私がヒアリングしまして、大体のおしなべてなんですけれども、2割にはっていないんじゃないかなと。

○岡部課長 債権回収業務については。

○山田課長補佐 回収業務だけでは、1割から2割の間だということをどの局も言うてはおります。それが優良債権も含めた前提で、たとえば私が1人いたとしたら、1割から2割が、いわゆる優良債権も含めたところの債権管理に当てているだろうと。じゃ、未納に対してはどのくらいだと聞いたら、全く見当がつかないけれども、あまり投入していないのではないかと思うと、たとえば、急に事件があつて訴訟に持っていくからと至急やるときもあるし、全く淡々とセンターから督促状が発送されているときもあるので、それについてはやぶさかなことは言えないので勘弁してほしいと言われたんですけれども、かなり少ないということを各局のヒアリング結果では聞いております。

○本田副主査 事務実施のフロー図からいくと、電話・文書から後をおやりになっているわけですね。この中で、できるだけ効率化を図るために民間を活用して、さらに、いろいろ大事な仕事があるわけで、そっちの方へマンパワーを振り向けようという考えはないですか。

○岡部課長 そこなんですよね。効率化というところで言えば、おっしゃられたようなことではあるかと思うんですけれども、ここの判断が、実際、今御説明したように、貸付相手方ないしは財産管理の中で、いわゆる督促状を出して払っていただけない方々の理由とか原因を考えたときに、その部分をサービサーとか、実際サービサーは取り扱えないと思うんですけれども、法律を変えればいいといえ、そうかもしれませんけれども、そういったところでいわゆる回収業の方にそういったものを機械的にやっていただくということが、これは、私どもの財産が、例えば貸付を主目的にした財産であるのであれば、例えば公営の住宅の回収云々とかいう話になりますと、それは馴染むものだと思うんですけれども、そもそも発生原因が物納で、特に自ら望んだものではない方々が国と契約することになってきているわけで、未納者の方々

の状況が、今、半分ぐらいが病気だとか高齢で払えないといった事情がある中、これは会計法の世界では、本当に払えない場合は債権を消滅させるという手続をとるわけですね。全部取ってしまうという話ではございません。ただ、回収しなければいかん話と、いわゆる借地借家法の世界の中で、その辺がどうなのかなと。だから、借地借家法の世界の中でいけば、弁護士しかそれはできない。サービサーにはそれはさせていませんのでね。

一方で、公営住宅でやられているところがあるという新聞記事等も読んでございますけれども、公営住宅から出て行って、どこへ行ったかわからんとか、そこに住んでいない方々の未収金の回収を委託するというので、そこに住んでいる方々のものをそういったところに委託しているということではないと聞いておりまして、そうしますと、民間でもまだやっていないような、民間というか、世の中でやっていないようなことというのは、多分なかなか問題があるから、ないしは公共団体の公営住宅の考え方、そこまで割り切ってはできないのではないかと、この考え方が多分あるんじゃないかなと私も思いますし、私どもが持っているところは、それよりももっと公営住宅のように貸すことを事業としていない。物納できたときにたまたまついてきている方々の相手をするのに、地方公共団体の公営住宅ですらやっていないようなことをやるというのは、いろいろ問題があるんじゃないかなというふうに。実態面で言うと、制度面はまたここに書いてある話もあるんですけども。

○本田副主査 だけど、物納は税金ですよ。それはやはりちゃんと取らなければいかんということで、家賃という見方ではなく、物納という立場から考えれば、これはまさに税金ですね。債権の消滅は税金の価値が減殺するわけだから、当然それは入っている。仕組みはわからないけれども。

○岡部課長 回収しなくていいというのは決してないので、それで一生懸命回収しようとしているんですけども、それを、収納するために、債権回収を業とする方々にぼんと丸投げしていいのかという話が、これは本当にいいのかどうか、私もよくわかりません。ただ、世の中で皆さんそういう例があるのであれば、国もそういうのを真似てやってもうまくいくかなと思うんですけども、地方公共団体の方々も公営住宅ですらそこをやられていないというのは、そこは難しいというか、批判とかがあるということでしょうか。したがって、そこは、本田先生言われるように、回収しなければいかんというのは回収しなければいかんです。だから一生懸命やっているわけですけども、それを機械的にどうかというところがですね。

○本田副主査 費用対効果で果たしてどうなのか。というのは、さっき減っている理由を3点おっしゃったわけですね。1つは物納が減少してきましたと。もう一つは、当然のことながら新規貸付なのでやっていませんと。そのほかに、売却促進。国の財政事情の中で売り出されて売却します。そういう中で、どんどん減っていくはずだなというふうに見ているもので、どうやって有能な人材を、もうちょっと大事な仕事にシフトさせて、ここは民間に出せるといったことを検討されているのか。ただし、それが市場化テストみたいなものなのか、先ほど、そういうのはアルバイトを使っていますというお話をされていて、それは会計センターの方だということがあったんですけども、そのところで、売却促進はかなり進んでいるんですか。

物納の。なおかつ、そこに住んでいる人がいるようなものもかなり進捗していますか。

○岡部課長 減少額のうちで言うと、何割というぐらいまでは、そこまでは売れていない。せいぜい1割、2割とか。売れていく分の他、新規引受の分がありますから。

○本田副主査 新規の物納ということになったとき。

○岡部課長 それは非常に少なくなってきています。ただ、少なくなってきていますけれども、権利付きは、今言ったように、減少はしているんですけども、全体の物納の減少に比べると、減少幅は若干小さいですね。つまり、条件の悪いものから納めたいということでしょうか。ただ、今、それはなるべくできないようなことにはするんですけども、やはり普通の更地のようにいいところよりは、借地があると、どうしてもそちらの方が出てきます。話が混乱しますが、借地借家の物納は減ってきています。これは間違いないです。ただ、物納全体の減り方はもっと落ちています。借地借家の物納の減り方はちょっと少ないんですけども。そういうことで、減ってはきています。新規の分がそういう意味で減ってくるという話。しかし、ストックの分が減るためにはどうするかというと、売るしかないわけです。この部分は、一生懸命やっているとは言いながら、未納となっている人の半分ぐらいが生活困窮とか病気とか何かで賃料も払えない方なものですから、なかなかそういう方を買ってくださいという話を言っても売れないので、劇的に、どんどんこれを売って減っていくということには多分なかなか難しいだろうと思うんですね。賃料ももらえない方々が多いわけですから。ただ、トータルで普通に払っている方々が大半。

○山田課長補佐 九十何%です。

○岡部課長 未納ではない部分は、売って、減ってくると思うんですけども、未納の部分売って減らすというのは、なかなか難しいかなということです。きちんと払って、資力のある方々に対しての話は、借地権は考慮しますから、特に、地価が今のような状況であれば、買っていただけるということで。そっちの方はうまくいくんですけども、未納額の部分を売却で減らすというのは、非常に難しい状況にはあると思います。それでも、ある程度減ってきてはいますけれども。

○森主査 そうなのは、代が変わらなければ、そのままずっといっちゃうんですか。

○岡部課長 なかなか長いですね。多いですね。だから、そういうのを法的措置でやるのか、いよいよだめな場合には、いわゆる債権の免除をやるとか。徴収できませんということで。

○本田副主査 免除をやったときには出てもらうんですか。

○森主査 そのまま居続けて。

○岡部課長 居続けた場合は免除しないんでしょう。

○山田課長補佐 居続けた場合は免除しません。支払いを延ばしてあげるぐらいがせいぜいです。

○岡部課長 だから、御指摘の点で言えば、そういったものが底だまりになる部分はありますよね。

○森主査 先ほど本田委員がおっしゃったように、そういう分野に優秀な人たちが、本来、も

っとそれこそ、そういうふうな効率的なことが仮にできれば。それで、例えば、今のこの難しい分野でも、ちゃんとしたみなし公務員という法的なきちっと市場化テストできますので、そういうことも含めて、より効率的に優秀な人材の人たちをいろいろな分野で、管理を含めたものと、あるいは高度な政策的なことに活用された方が、よほど国民全体にとってはというふうに思うから。

○小山専門委員 ちょっと話が前へ戻りますけれども、課長さんのイメージされている債権回収業者、サービサーの利用というのも若干誤解があるというのか。今、地方税でもどんどん進んでいるんですが、依頼しているのは、ほとんど電話催告の分野なんです。電話催告をサービサーの人間を派遣してやってもらうか、あるいはサービサーの持っているコールセンターに情報を移して、そこから催告するというので、臨場催告まではしていない。これはサービサーの方の問題もちょっとあるようなんですけれども、電話催告をサービサー業者を使っているというのが今の地方税の状況なんですね。これはどんどん使っているんです。ですから、その辺は、要は私たちが申し上げたのは、賃料の場合、あまり数が多くないようなんですけれども、我々も新規発生してきたものをどうやってふるっていくんだというときに、催告程度のもので片づくものは、そこで片づけてしまう。あとは本当におさまらないという人は、職員が、どういう事情だというようなことで細かく調べて行って対応したらいかがでしょうと。さっきからお話が出ていますように、職員の数がどんどん減っている中で。

○山田課長補佐 私も新聞記事などを拝見しまして、サービサーであるとか、あるいはコールセンターも使っているよというお話もいただきましたので、それぞれ複数の業者さん、あるいは協会に電話して確認したんですね。そうしますと、私どもはあくまでも土地を貸して、あるいは建物を貸してということなものですから、生活の本拠地になっています。こういうケースではと話したら、あまり聞かないですね。民間からのそういった問い合わせは少ないといった回答をいただいております。ただ、一定、公営住宅については、各公共団体から問い合わせがありますという話はあるんですけれども、いずれも退去者についてということだそうで、住んでいる状態で未納になっている方の督促ということについては、民間からの照会が、どちらの業界に対してもどうもないようではございました。

それと、あと、その中で1件引っかかってきたのが、コールセンター違いで私は引っかかったんですけれども、実は、有名な大手の不動産会社ですか、要するに、アパートなりマンションなりをつくって賃貸をしている業界の結構大手さんなんですけれども、今まで外部のコールセンターに委託していたんだけど、やめましたと。今度から自社のコール部門にしますという記事が目についたので、直接聞いてみたんです。

そうしましたら、今まではまさに外部のコールセンターで鍵の戸締りから督促まで含めて全部やらせていたんだけど、トラブルが多いと。何ですかと聞いたら、借りている人に必要以上に不安を与えてしまったり、本当はあり得ないんでしょうけれども、借地借家の世界ではあり得ないようなことに、いいと言ったり、だめだと言ったりして、かえって仕事が増えて大変だということが各支店からガンガンきてしょうがないので、今年かららしいんですけれども、

自社の社員を、賃貸とかに明るい人をチーフに置いて、コール部門を作って、そこで全国の未納の督促から鍵の戸締り、全部受けるようにしましたというところが1社ございまして、ああ、そうですかということで電話を置いたんですけれども、やはり人の生活の本拠地になっているようなものに対する未納の督促を、不動産会社であっても外に出すのはあまりよくないなどお感じの部分があるというのは勉強になったところでございます。

○岡部課長 土地建物の貸付料のサービサーは、督促ができない。

○山田課長補佐 それは先生方皆さん御存じだと思いますけれども、法務省にも確認しましたが、督促はできない。あくまでもお忘れですねと言うぐらい。

○本田副主査 サービサーの方の本業と兼業部門の兼業の方で皆さんおやりになっているんですね。兼業は、法務省に届け出れば、兼業としてできる。回収受託と。あるいはサービサーの人をどこかに派遣するという事は兼業業務としてできる。

○岡部課長 ただ、そういうところが、先ほどのフロー図でございまして、いわゆる通常の督促の部分を多分そこを言っていると思います。そこは、先ほど説明したように、会計センターの方から自動的にいくような世界になっている。そうすると、その後は、いわゆる電話督促とか臨戸督促の世界になってくると、その部分は、多分、今の法制度の中ではサービサーはなかなか使いづらいのだろう。ただ単に電話でいかがですかみたいな話であれば、ただ、実際は今申し上げたように、通常の督促状の世界は、会計センターの方で一括すべての債権を併せてやるということでございまして、その部分が、言われるように、全く可能性がないかという、そこまで私は否定するつもりはないんですが。

○本田副主査 督促の部分はしょうがない。この図で言うと、電話催告の部分あたりはいいのかなという感じなんですね。

○岡部課長 そこになると、先生がおっしゃるように、あり得る世界だろうと思うんですが、一方で、一番最初から申し上げているのはその部分で、相手方のことを事情を知らない、財産の管理とは関係ないところが商業ベースでやるのが本当にいいのかどうか。電話が始まりますと、そこで相手方との督促の折衝が始まりますので、我々としてはそこは。言われるところはよくわかるんですけれども、ただ、非常に小さい部分の業務で、そこを外に出したときに得られるメリットと、出すことによるデメリット。少なくとも今の我々が持っている貸付料債権の中ではデメリットの方が大きいというのが我々の考えというか。

○森主査 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見まだあるかもしれませんが、予定の時間がきましたので、終了させていただきたいと思います。また、ぜひ財務省におかれましては、国有財産物件貸付料債権の徴収を一層促進するために、市場化テストの活用等についても積極的に御検討いただければと思います。

本日はどうも大変ありがとうございました。御苦労さまでした。

(財務省退室)

(国土交通省入室)

○森主査 それでは、引き続きまして、国土交通省から「政府の自動車損害賠償保障事業にお

ける損害賠償金債権の回収業務」につきまして伺いたいと思います。国土交通省自動車交通局保障課の山上課長様、よろしくお願ひしたいと思います。

なお時間も限られておりますので、説明につきましては、長くても 15 分以内ということで御説明をお願いしたいと思います。

○山上課長 それでは、お手元の資料に従いまして御説明させていただきたいと思います。

まず、「政府保障事業債権の概要」でございますけれども、「政府保障事業の概要」のところに書いてございますように、本事業は、自賠法、自動車損害賠償保障法の第 72 条に基づきまして、ひき逃げ事故及び無保険車による事故のために、自賠責保険による損害のてん補を受けることができない被害者に対しまして、政府が被害者救済を行うために損害のてん補を行うものでございます。

自賠責保険につきましては、御案内のとおり強制保険になってございますので、本来あつてはいけないことでございますが、残念ながらこういう実態があるということで、自動車ユーザーの御負担によって、※印の 2 つ目を書いてございますが、自賠責保険料の一部に賦課金という形でユーザーから御負担をいただきまして、それを原資として本事業を行ってございます。

続きまして、「政府保障事業における損害賠償金債権の概要」でございますけれども、下のポンチ絵をごらんいただきながらお聞きいただければと思いますが、まず、無保険車による事故が対象でございます。ひき逃げ事故ですと相手を特定できませんので、無保険車による事故が対象でございますが、その事故につきまして、政府が被害者に損害のてん補を行います。そのてん補を行った場合、政府は被害者が本来の損害賠償責任者、つまり加害者に対しまして有する損害賠償請求権を代位取得いたしまして、加害者に対して求償を行うということでございます。併せて、本来この加害者が納付すべきであった賦課金につきましても、過怠金として徴収することとしてございます。

続きまして、1 枚おめくりいただきまして、「政府保障事業債権の管理・回収業務の概要」でございます。

具体的な業務の内容をそこに記載してございます。国の債権の管理等に関する法律及び会計法に基づきまして、本債権の管理・回収業務を行ってございます。

具体的には、電話、訪問、文書による支払の督促、弁済意思がない債務者に対する訴訟について法務省への申立の依頼。一括弁済ができない債務者については即決和解ということで、債務名義を取得しまして、債権を徴収してございますが、その交渉及び法務局への申立の依頼。そして、訴訟に至った場合の、国の訴訟代理人としての裁判所への出廷。誠意のない弁済者に対しては、強制執行にまで至るわけでございますが、強制執行による回収を図るための資力調査。そして、強制執行の手続をとるための法務省への申立の依頼。そして、回収金の収納という、大きくわけて 6 つの仕事があると思っております。

続きまして、3 ページでございますが、「業務体制」であります。いかなる業務体制でこの事業をやっているかということでございますが、本省、そして地方運輸局という我々、地方の支分部局がでございます。沖縄は、内閣府の部局である沖縄総合事務局。ここに常勤職員 38 名、

そして非常勤職員4名を配置し、総勢42名の体制で本債権回収業務を行ってございます。

まず、本省でございますが、左の方に書いてございますが、私ども保障課に常勤13名置いて、うち2名は沖縄に配置してございます。したがって、実員は11名、非常勤職員4名の体制で行ってございます。

そして、債務者は全国に分布してございますので、地方運輸局を活用しまして、地元で債権回収を、ここに書いてございますような体制で行っているということでございます。

続きまして、「債権回収の現状」でございます。政府の保障事業について、この債権の性格を1から4まで記してございます。

まず、1番目として、債務者、いわゆる加害者であります。債務者としての認識が非常に薄うございます。そして、損害賠償額や債務の存在そのものについて争いがある場合が非常に多いというのが極めて突出した特色ではないかと思っております。

また、2番目として賠償金ですが、死亡の場合は3,000万が限度。後遺障害の場合は4,000万円が限度ということで、非常に高額でありますので、通常の制度の債権に比べて高額になります。したがって、それに見合う資産を債務者が持っておればいいんですが、そういうケースはほとんどないということで、困難な状況になっております。

また、少額の場合もあるわけでありまして、債務者の中にはもともと生活保護を受けておられる方等、生活困窮によって保険に入らない。つまり、本来強制保険である自賠責保険に入らないというわけですから、お金がなくて困っているという方がかなりいらっしゃるということでありまして、罰則をかけて担保しているわけでありまして、資力がないが車は必要ということで、十分な資力を有さず保険に入っていないというケースもございます。

4番目でありまして、強制保険でございますが自賠責保険でありますので、ここに入らないということですから、法律を守ろうという意識が非常に低いという方が残念ながらいらっしゃるわけでありまして、したがって、所在不明等によって接触することも困難な場合も多い。

事故を起こされますと刑務所に入られる方も多数おられるわけですが、加害者の多くの方は、刑務所に入ったので、もうお務めは終わったということで、債務の存在をそもそも認識していない、あるいは認めようとしらないというケースがかなりあるわけでありまして。この債務自体、加害者、つまり債務者にとっては一方的に発生した債務という認識が非常に強いです。政府が被害者を救済するためには補償するわけですが、その補償するという事実を知らないまま債権が発生しているわけなので、そこが本債権の特色の根っこになっていると思っております。

以上のことから、債権回収が難しい、そういうケースが残念ながらあるということでございます。

続きまして、4ページでございますけれども、「政府保障事業債権についての指標の実績」を記してございます。まず、各年度における政府保障事業債権額の内訳であります。過去3年にさかのぼって記載してございます。

一番左側、年度中の発生額ということであります。平成16年度30億余、17年度29億余、平成18年度が29億余ということで、大体30億前後で推移してございます。

これに対しまして、年度中の弁済額であります。これは累積債権額についても対象にしておりますので、左側の発生額に対しての弁済額ということではございませんが、年度中の累積の債権額に対して幾ら弁済を得ることができたということを書いてございまして、16年度から4億9,400万、17年度5億1,600万、18年度が4億4,900万ということでありまして。

年度中の不納欠損額を次の欄に記載してございます。不納欠損額は、16年度から3億3,000万、17年度6億5,000万、18年度に2億8,000万ということでありまして、最後に年度末の債権額ということで、累積の債権、つまり、我々が管理している債権の額と件数を記載してございます。平成18年度は415億3,900万ということで、合計で9,302件の債権の管理をしてございます。

以上が債権額の内訳になります。

続きまして、「金額別の政府保障事業債権の内訳」を記載してございます。

先ほども説明の中で、高額な債権が発生しているという御説明をさせていただきました。1,000万円以上の債権が管理件数で言いますと15%余であります。額にしますと4分の3、75%を占めております。また、以下、額ごとにそれぞれの層ごとに件数と金額を記載してございますが、少額の債権も、ごらんいただいておりますように、かなりの件数が発生をしているということでございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページであります。平成16年度に発生した債権について金額別の回収状況を記載してございます。

上から1,000万円以上、以下、金額の層ごとに記載してございます。平成16年度の発生債権に対しまして、1,000万円以上の債権について、16、17、18、弁済を受けたものが4,200万ということで、回収率が額ベースで言いますと1.8%となっております。以下、21.2%、21.9%、17.5%、27.3%、25.0%ということになってございまして、合計で言いますと27億8,700万の債権に対しまして、回収率は4.7%、合計で過去3年で1億3,000万の回収ということになっております。

続きまして、その下に書いてございます実態でございますが、未納の実態ということで、平成18年度末の数値を見ますと、未納額が415億、件数が9,302件であります。

関連予算としては、職員旅費が1,000万、自動車の借上げが300万であります。

各業務についての実績であります。督促状の送付件数が2,107件。

滞納通知、これも督促状の一種でございますが、これはあえて書き分けてございますのは、非常に債権の回収が難しい。債務の存在をそもそも認めないという債務者が多いので、とりあえず一括弁済というのが我々一番望ましいと思っておりますが、即決和解によって分割弁済でもやむを得ないと思っております。とにかく債務名義を取得して、債務の存在を認めさせるということに、今、力を注いでおります。ですから、一括弁済を基本としつつも、そこに拘泥することなく、債務名義を早期に取得して、債務者としての認識を自覚させて、債権の回収を、これは分割払いになるものですから、時間はかかるんですが、確実に債権回収するという観点で、和解によって分割弁済の促進ということを図っておりまして、この滞納通知というのは、

和解をしたにもかかわらず、2回履行期限を徒過した人間に対して督促状を発送しています。これを滞納通知と我々の中で呼んでいまして、この送付件数が1,204件ということで書き分けています。

また、戸別の訪問件数であります。これは督促するために訪問しているわけですが、1,026件行っておりますが、債務者に接触できた件数は384件ということでありまして、居所不明ですとか、そういった事情もあってなかなかお会いできないということがあります。

ただ、我々も公務員ではありますが、お勤めの方には早朝夜間に訪問に行き、債権回収の実効を高めるべく、つまり、早朝7時台とか夜間は8時、9時に残業して行っているんですが、まだ4割弱の件数であります。

続きまして、即決和解の件数であります。先ほど申し上げましたように、即決和解に移行できるものは、一括弁済に拘泥することなく、債務名義を取得するという観点から、現在力を入れておりますが、これが544件ということで、年々徐々に増えているという状況であります。

訴訟提起件数は231件、以上のような実態でございます。

続きまして、「回収率向上に向けた取組と官民競争入札等の対象とすることについての所見」ということで記載をさせていただいております。

私ども、回収率が低いということは認識をしております。債権の特殊性と言いつつも低いということを認識しているため、自動車ユーザーの理解を得ながらこの事業をやっているわけですが、さばりながら、回収率を高めるにこしたことはないということで、ここに記載しているような取組を現在進めてございます。

まず、実務マニュアルの整備であります。これは、総務省の方からの勧告でもマニュアルの整備ということを出されておりましたが、私ども、従前から実務マニュアルを整備して業務を行っております。平成17年度に抜本的な見直しを行いまして、事務処理の具体的手順ですとか、折衝のノウハウといったものを、現場で困らないように詳細に記載したマニュアルとすべく、改定を行ったところでありまして、また、定期的に検討の場を、月に1回程度の頻度で行っております。逐次マニュアルの見直しを行っております。

また、2番目として研修の実施を掲げてございます。毎年度、地方運輸局等の保障事業債権担当者に対しまして研修を行っておりますが、その中で債権回収についての具体的なノウハウですとか、問題の解決策について研修を行っているということであります。

また、困難な事案ですとか複雑な事案については、本省職員が地方に出張に行き、地方運輸局の職員と一緒に直接折衝を行うわけですが、同行する場合には、その機会に本省の職員から地方運輸局の職員に対して現場指導ですとかノウハウの伝授といったこともOJTとしてやっております。

3番目ですが、システム改善による事務処理に効率化というのを記載させていただいております。平成13年度に債権管理システムの大幅な改修を行いました。それによって、情報量の拡大ですとか操作性の向上を図るといったことをなし遂げたわけですが、それによ

って督促状の発行ですとか、そういった定型的な業務につきましては、かなり事務処理の効率化が図られているところであります。

続きまして、4番目ではありますが、和解に向けた折衝の推進ということでございます。先ほども少し言及いたしましたが、債権回収は一括弁済が最も理想的なわけではありますが、一括弁済が困難な債務者についてずっと継続して折衝しても実効が上がらないということで、将来的な回収可能額を確保して、債権回収の効果を高めるという観点から、和解をいたしまして、分割弁済によって少額ずつでも回収することが肝要であろうということで、分割弁済に向けた折衝を重点的に行ってございます。

5番目ではありますが、分割弁済者に対する督促の強化ということであります。4番目とリンクしているわけではありますが、平成16年度に特に和解者について債権管理方針を定めまして、地方の運輸局等にも通達を発して周知徹底を図り、分割弁済者について督促の強化の方策について徹底を図ったところであります。

併せて、システムの改修も行いまして、和解の分割弁済に対応できるような体制にしているわけであります。

続きまして、次のページにつながりますが、6番目でございます。強制執行の強化ということで、誠意のない債務者に対しては強制執行をしていくということを徹底したいと思っております。相当期間不履行の場合、強制執行を行いたいと思っておりますが、個人情報保護法の改正によりまして、強制執行に必要な債務者の資産情報、資力の調査ということが関係官署から入手することが難しくなっている状況でございます。

このため、関係官署からの情報入手を可能とするために、履行延期申請書、和解条項といった債務者との合意書類の中に、債務者が関係官署からの情報の開示に同意するという旨、しっかり記載をして、この条項を追記して、債務者の資産情報が滞りなく入手できるように工夫をしたところでございます。

続きまして、最後になりますが、7番目であります。業務の効率化方策の検討ということであります。これは、低迷している回収率を向上させるために、平成20年度に合理的かつ効率的な政府保障事業債権の回収方法を探求すべく実態調査、実態の詳細な調査ではありますが、それを踏まえたシステムの改修ですとか、あるいは体制の整備の問題について調査を実施しまして、業務の効率化方策体制について検討を行いたいと思っております。

最後に、「官民競争入札等の対象とすることについての所見」ということで要点のみ記載をさせていただきました。

政府保障事業債権の回収につきましては、私どもの認識としては、通常の公金の徴収業務と異なりまして、加害者イコール債務者ではありますが、反対給付が全くないものですから、保険なんかとそこが違うと思うんですが、債務者としての認識が希薄であるということから、損害賠償額あるいは債務の存在そのものについての紛争、争いが多いでございます。そういった紛争性の高い折衝、納付勧奨行為等の業務について民間事業者が行うことが果たして適切かということをお考えますと、適切ではないのではないかと我々は思っています。

したがって、我々としては、こうした債務者の特色がございますので、債権の発生事由、加害者の個別の事情、そういったものを熟知した上で、債権管理回収等を行う必要があると考えておまして、国が被害者に損害を補った時点から債権管理が始まるわけですから、その時点から一連の業務として国が一体的に行うことが適当なのではないかと思っております。

2番目のポツのところではありますが、債権管理業務と会計法に基づいた収納業務というのは、国の職員のみが行うこととされているわけではありますが、つまり、折衝に行って、督促をして、わかりました、払いますと言われたときに、直ちにそこでお金を収納するわけではありますが、そういう債権管理業務、つまり、督促の行為と収納というのは密接不可分でありますので、これも主体を細分化するのが適当と考えられませんので、連続性を確保して行うことが必要であろうと思っております。、以上のことから、国の職員によりまして債権管理回収業務全体を一連の業務として一体的に行うことがよいのではないかと思ひまして、一連の業務の中から、今回御要望いただいておりますのは、事実行為としての納付勧奨行為を中心にとすることで要望が上がっていると承知してはおりますけれども、そのみ切り離して、そのみ別の主体でやるということが適当かということを考えますと、以上の理由から適当ではないのではないかとということで、ここに記載をさせていただいております。

以上です。

○森主査 どうも御苦労さまでした。ありがとうございます。それでは、委員の方から、質問、御意見等ございましたら、御自由に発言をお願いしたいと思います。時間の制約がございますので、質疑応答を含めて11時40分を目途に終了させていただきますので、よろしく願ひします。

○小山専門委員 初歩的なことで申しわけないんですが、強制保険未加入というのは、車検を受けていないということですか。

○山上課長 車検は切れています。

○小山専門委員 車検切れということなんですか。

○山上課長 保険に入っていないと車検証が発行されないというシステムになっていますので、法律上そうなっていますから、当然車検切れということになると思います。

○小山専門委員 車検切れの事故ということ。

○山上課長 車検切れですし、保険も切れているということ。

○熊坂課長補佐 車検のない二輪車も。

○山上課長 それはまた別でありますけれども。

○森主査 先ほど9,300件ぐらいとおっしゃいましたね。415億ということで、これはおそらく年々増えていく。ある面で、今おっしゃったように、車検も受けないとか、車に乗って云々という事例がどんどん増えていく。そうすると、金額は増えていくわ、件数は増えていくわ。そうすると、先ほどいみじくも6ページのところで回収率向上に向けた取組で、4番、5番が連動して、うまくリンクしてやっていくことということをおっしゃいましたね。そういうことに、本当に限られた、先ほどおっしゃった42名ですね。臨時職も入れて。その方たちでそれ

だけのことをやられるというのは、それこそ早朝から夜遅く、ある面では遵法精神のない方たちですから、そういうことに力を割かなければ、おそらくこれは難しい。それで、何とかして、お話にございましたように、和解にもっていきたい。それがまず第一歩になっていくということだったら、そういうところに本来の業務をあれして、そうではない、例えば9,300件のうちでどのぐらいの割合で、俗に言うと、遵法精神のない、欠如した人というのはどのぐらいいらっしゃるんですか。あなたがたのあれに従わない。

○山上課長 なかなか統計的にはそれは難しいわけですが、無保険車の事故のうち、資力がなくて無保険というケースがかなりあるのと、あとは、盗難車両ですね。泥棒運転で無保険であったというのも多うございますので、相当程度、遵法精神の欠如した人が無保険による事故を起こしていると思います。私ども、無保険車対策としては、警察と一緒に取り締まりをしたり、あるいは駐車場を見回って、切れているものについてはステッカーを張って喚起したり、あるいは損保協会等と一緒に、タレントを使いながら、自賠償の未加入というのは本当に恐ろしいんだというPRを定期的にやったりしてございます。にもかかわらず入っていないわけですから、一部のうっかりというのは、1～2週間切れたというのを除いて、相当遵法精神が欠けた人が多いと思っております。例えば、平成16年度の発生債権が、5ページでございますが、27億、739件ございますが、このうち約500件は、一切弁済がないということでもありますので、それイコールほぼ法律を遵守するという精神に欠けた人。その中には、払いたいんだけど、お金がなくて払えないという人も一部いらっしゃると思うんですが、そういう難しい方がそれだけいらっしゃるということではないかと認識をしています。

○森主査 そうすると、7割近くが遵法精神もない。そういう人を対象にして、あなたがたが持っているいろいろな権能を使ってやると。あと、そうではない、和解以前のそういう方たち、先ほどのフロー図の中で、そういう方たちに対して、例えば、民間でできる業務というのは切り出すことができるかどうか。この2ページのフロー図の中で。例えば、納入告知だとか、督促、催促だとか、電話によるとかいろいろなことを含めて。限られた42名の方たちがそういうところに力を、業務の仕分けをした上で、そこに力を入れてやるということは、例えば、一番最後にごございました平成20年度に、合理的かつ云々と、7番目にありましたね。そういうところに、例えば市場化テストを使うような手法も俎上に乗せることというのはできないのでしょうか。例えば、先ほどのフロー図の中で、ここからここまではできるのではないだろうか。内部で御検討いただいた中で。そういうふうにしていかないと、おそらく片一方で件数は、遵法精神のない人は増えていく。金額は伸びていく。しかもなかなか回収できない。それは逆に言うと。例えば先ほどおっしゃったような、いろいろな業界の方と一緒に組んでPRをすれば、もっと遵法精神ができるような人たちをつくり出すような仕組みを考えていかれた方が、本来の保障課の所掌事務からいったら、その方が大事ではないだろうか。とお聞きしておいてそう思ったものですから。

○山上課長 まず、1つは、42名という限られた定員の中でやっていたんですが、もちろんこれは必要にして十分な定員というふうに我々は認識をしていて、つまり、システムの改修と

いうのはかなり我々大事だと思っていて、債権の管理というのを手作業の処理でやるのではなくて、全部システム化して、検索とか、あるいは督促状の打ち出しとか、そういうものはすべてシステム化をするということが大事で、これをやっているということで、42名という限られた定員ではありますが、その中ですべての債務者に対して100%捕捉をして督促行為を行い、そして弁済を受けるということは、今できてございます。

他方で、更なる効率化を図れないかということでありまして、御案内のとおり、回収率は低くなっておりますので、このために、少しでも高める努力をする必要があるということで、先ほど1から7まで申し上げたわけですが、7の調査の中でも、今の体制で本当に大丈夫かと。今の実態把握というのをもう一度網羅的に、要するに、居所が不明な場合は、なぜ、どういう人間が居所が不明なのか。弁済をしないというのは、どういう理由で、何が原因で弁済をしていないのかといったことを含めて、一回網羅的に実態を把握して、その上で、システムについて改修すべき点はないか、体制について工夫すべき点はないかということを検討したいと思っております。もちろんあらゆる可能性をすべて検討したいと思っておりますので、民間の活用性を全く否定するというわけではありませんが、我々の今の認識としては、このように紛争性の高い債権ですので、民間事業者が行うになじまない業務だと思っております。

例えば、その例といたしまして、納付勧奨行為ということでありまして、電話あるいは戸別訪問によって民間事業者が行われるということを考えてみた場合に、その戸口、あるいは電話口で、納付勧奨行為として、あなたはこれだけの債務がございますということをお知らせするわけですが、それによって自主的な納付を促すということなわけですが、先方は払わないと。俺は債務を持っていないと言ったときに、どうしてもそこで折衝しなければ、意味があまりないと思っております。その折衝行為を行うのはだれが適切かということ考えた場合に、本債権の紛争性の高いという特殊性を考えると、やはり国の職員が行う、今のこの体制をさらに強化していくということが、目指すべき方向としては適当なのかなと我々は今考えているところです。

○本田副主査 さっきの739件というのは、要するに国で債務者は特定できているんですか。例えば、ひき逃げとかありますよね。

○山上課長 債務者が特定できている件数が739件。つまり、ひき逃げによって債務者が特定できないものについては入っておりません。

○本田副主査 先ほどの累積の四百何億というのは、そういう特定できない人も入っているんですか。

○山上課長 いや、特定できない人は入っておりません。

○本田副主査 じゃ、そのほかにひき逃げもまた自賠償の方からやっているわけですか。

○山上課長 ございます。ひき逃げ事故によって交通事故に遭われた方に対しても、政府が損害をてん補しております。

○本田副主査 先ほどから42名の方だけでこういうことをできるんだと。その結果がほとんど回収できていないことになっているんじゃないかなという感じがあるんですが、一番の原因

は、自賠償に入っていない人がいるということですよ。

○山上課長 おっしゃるとおりです。

○本田副主査 その入り口のところをびしっとやらないと。ちなみに、皆さんの方には統計がいろいろとあると思うんですね。日本に自動車は何台あって、免許証をとるのも試験ですよ。そういういろいろな類推から、自賠償に入っていない人はどれぐらいつかんでおられるんですか。

○山上課長 概数として、車検切れの車両が全国で今 7,700 万台。これは 18 年度末の数字でありますけれども、車検対象の車両がございまして、そのうち 6.5%の車が車検切れになっておりまして、つまり、それがイコール無保険なわけです。

○本田副主査 車検切れで走っているということですか。

○山上課長 そこはわからない。放置自動車になっているケースも少なからずありますので、そのうちどれだけ走っているかというのがポイントになるんですが、そこは、500 万台まではもちろんいかないです。そこは統計はとれていません。我々は今手持ちではありませんが、そんなに多くはないのではないかと考えています。というのは、車検切れでも保険切れでも罰則がかかっているわけですから、普通の人であれば、500 万人もそういう人がいるとは思えないので。

○本田副主査 今の御説明を伺って、3 ページの債権回収の現状で、債務者としての認識が希薄であるとかいろいろなことを書いてあるけれども、この認識もちょっとおかしいんじゃないかなという感じがします。例えば 1 番目とか 3 番目みたいな回収の遅れのエクスキューズだとしたら、おかしい話だと思うんですね。こういうのを前提の上でどうやっていくかと。私は一番入り口をまず打たなければいかんと思います。そういう意味で、非常に失礼な言い方ですけども、これは結局、自賠償保険から金が出ているわけですね。

○山上課長 そうです。

○本田副主査 国の税金じゃなくて、保険料から出ますよね。そのことが回収というものについての甘さにつながっていないですか。

○山上課長 それは、全くございません。我々、この事業は自動車ユーザーの方の御負担でやっています。自動車ユーザーの方のチェック、つまり視線というのは非常に厳しいものがございまして、公金として預かっていると我々は認識をしておりますので、税金じゃないからという甘さは全くございません。

しかも、この保障事業は自動車損害賠償保障事業特別会計という中でやっているわけですが、特別会計ということで情報も開示をし、我々の債権回収の低さということも情報開示をしているわけですから、申しわけありませんけれども、本田副主査がおっしゃったような認識の甘さというのは一切なくて、であるがゆえに、何とか債権回収率を高めたいということで努力を続けたいと思っておりますし、おっしゃっていただいたように、本来、なぜ無保険車が生じるのかという入り口のところできっちりと取り締まる必要があるということ、ごもっともでありまして、我々も警察と協力しながらやっているわけでありまして、今、8,000 万台です

から、今、日本は有数の車社会であります、どうしても車がないと生活ができないという方が、遵法の精神がないと言えばそれまでなんですが、しかしお金がないという方もいて、そういう方も存在しますねという、存在しちゃいけないんだけど、存在しますねということをお認めいただき、この制度が成り立っている。いわば、要するに、債権債務の観点から言うと、なぜだということなんですが、こと被害者の観点から立ってみますと、被害者は、ひき逃げ事故とか、無保険車による事故に遭うと、じゃ、保障されないのかというまた別の側面がございまして、これは政府の責任で自動車ユーザーの御負担もいただきながら保障しないといかないということで、この制度が成り立っているということ、つまり、無保険車ひき逃げ事故というのは、ある程度残念ながらいるということをお前提にした政府の保障事業ということになります。言いわけするわけじゃないですけども。

○本田副主査 ただ、情報開示されているとおっしゃったけれども、会社の運転士に聞いてみたところ、えっ、我々が払っている保険料からそんな金がいっているんですかと言っていました。わかっていないと思います。そういうことの中で、入り口でできるだけみんな自賠責に入るように、これをやっていかないと。そのためにはある程度情報開示というのは非常に大事じゃないかなと。そういうのは我々の保険料で、先ほど 72 円という、この額を見まして、少ないなと思った。そういうことを意外と知らないで、どうやって免許をとった人が、車に乗る人が自賠責に入るかという知恵を、そっちをやって、もちろんこちらはこちらでちゃんとやらなければいけませんけれども、こちらをやる時に、先ほどお話があったように、少しでも入口で押さえられれば良いのではないかと思います。これを 42 名でやるのは大変なことじゃないかなという感じがしました。金額的に見ても。

○山上課長 その制度の立案ですとか企画、そういう部隊はまた別に保障課の中でのいるわけで、もちろん我々が、私とか総括補佐が中心になって、本当にいいのかということをやっているといかない。ただ、実働部隊としては、おっしゃるように、この限られた人数でやるために、やはりマニュアルをしっかりと整備して、現場で困らないようにするということと、システムが大事であるということと、早期に債務名義を取得させる、この3つがポイントであろうということで、今それを基本方針にして進めているところでございます。

○本田副主査 先ほどの資料の中で、未納件数が 18 年度で 9,300 件。そのうち督促状は約 3,700 件、滞納通知 1,500 件で計 5,200 件。残った 4,100 件というのは、この 42 名の方で戸別訪問だとか訴訟の対応、いろいろなことをやっているんですか。

○森主査 5 ページの下のところです。各事務に係る実績。

○森山参事官 一番右下に星印で、今年度は督促状 3,700 件。そうすると、9,300 ぐらい足りない部分がございますから、その部分は、戸別訪問等 9,300 全部おしなべて折衝されているかということ。

○山上課長 9,302 件すべてを捕捉をしてございます。捕捉をして、そのうち履行期限を徒過したもの、それについて督促状を発送するというのをやっております。ですから、履行期限

がまだきていないものについては、督促状を発送していないわけですので、捕捉をしながら、督促状を発送する必要がある債権債務については督促をし、さらに戸別訪問をすると、おっしゃっているとおりであります。その督促行為をさらに 19 年度は強化するというので、督促状の発送を増やし、滞納通知の発送も、これは即決和解の件数も増えたものですから、それに応じてさらに増やすと、こういうことを計画してございます。

○熊坂課長補佐 1点、先ほど本田副主査の方からありました無保険車の方につきましては、入り口の方をきちっと対応するように、今年になってから損害保険会社と一緒にどうやったらいいのかという検討会等を通じて、そちらはそちらで強化をしていくというのを一つやりながら、片方で債権が多額になっていますので、それについても両輪できちっと対応を今やっておりますので、こちらだけに手をかけていて、入り口の方は全くやらないということではなく、こちらの可能性もいろいろ検討を進めているところでございます。

○森主査 今いみじくも言われましたけれども、自賠責保険で損害保険会社が関わっているわけですよ。そのうちの 72 円が云々。そうすると、このシステムで、先ほど来本田委員がおっしゃったけれども、入り口をきちっとしなければ、おそらくどんどん 451 億はさらに。そうすると、先ほど特別会計でやっていらっしゃると。72 円で仮に云々しても、特別会計で 72 円×台数だけでとてもやりきれないわけでしょう。そのお金だけで全部やれてしまうわけですか。

○山上課長 はい。政府保障事業は、自動車ユーザーからの賦課金のみで賄っております。

○森主査 72 円×台数で。

○山上課長 過去の賦課金で使わなかった剰余金の部分ももちろんございます。それプラス現在いただいている 72 円で回しています。ですから、ほかのお金は一切入ってございません。

○森主査 私は特別会計の収支勘定はわかりませんが、それはまだ健全的にあれなんですか。

○山上課長 この政府保障事業は、自動車ユーザーの賦課金を原資にして、それが無保険車事故が増えれば、その賦課金は高くなるわけでありましてけれども、72 円の水準で十分回っています。

○本田副主査 さらにどんどん増えたら、72 円は 80 円にせざるを得ないということですね。

○山上課長 おっしゃるとおり、無保険車が増えれば、賦課金は高くなるわけでありましてけれども、賦課金のレベルというの、すぐには上がりません。剰余金の一部ありますので。中長期的には。

○本田副主査 そういう事実を車の免許を持っておられる方が知りませんよということ。私はディスクローズすべきだと思うんです。自賠責に入っている人の保険料で賄っているわけですからね。そうすると、これが先ほど悪い人だとか、また貧乏だとか、いろいろと話はありますけれども、こういう社会の中なんですから、お互いのドライバー同士で自賠責に入らなければいけないよなど。何で我々が持たなければいかんのか。そういうようなことがあって遵法精神にいくんです。先に貧乏だとか何とかだからしょうがないということじゃなくて、悪いのはちゃんとしてもらわなければいかんし、貧乏な人も、それはそれでちゃんと債権とかなんとかで

ぴしっとやった上で、あと、社会保障でどうですかとなるわけですから、それがこんがらがって、こういうのをエクスキューズに使うのはやめましょうねと私が申し上げているのはそういうことなんです。

○山上課長 おっしゃる御指摘はよく。

○小山専門委員 4ページの表で、18年度中の発生が664件とありますよね。これは18年度中に納入告知をしたものがこれだけあるということなんですか。督促をしたものがこれだけあるということなんですか。

○山上課長 納入告知をしたものがこれだけあるということです。

○小山専門委員 そうすると、債権管理法でいくと、督促というのは1回出せばいいんですよね。督促状なるものは、法律で決められた督促状というのは、1人の債務者に対して1回出せばいいんですよね。そうすると、納入告知が664件だとすると、納入告知後に納まる人もいるわけですね。督促前に。

○山上課長 はい。

○小山専門委員 要するに、ですから、皆さんが催促、回収の対象にする新規発生分というのは、1年に600件よりは少ない数ということになりますか。

○山上課長 新規発生分についてはおっしゃるとおりです。

○小山専門委員 それに前の分がありますから、それが全部今たまってたまって9,300件残っているという話ですね。

○山上課長 はい。

○小山専門委員 そうすると、次のページのさっきから出ています18年度に督促を2,100件出したというのはどういうことなんですかね。

○山上課長 督促状を何遍も出している。要するに履行期限が到来して支払いがない。滞納通知というのは、和解をして、債務名義を取得しているにもかかわらず支払いが滞っている。これも督促状の一種ですが、滞納通知ということで出しているということです。

○小山専門委員 わかりました。じゃ、次の話に移りますけれども、要は、9,302件のものを、職員の方は25名ですか。要は1人400件ぐらいの債権管理から回収の交渉まで全部おやりになっている。

○山上課長 債権管理は相当システム化しており、職員が個々にやっているということではございません。

○小山専門委員 ここはほぼノータッチということでよろしいですか。

○山上課長 ノータッチというか、ですから、まさに法律事務ですね。納付勧奨行為から始まって、督促、そして和解。

○小山専門委員 わかりました。実は私は国税で滞納処分をしていたものですから、その経験則からいって、債権管理は別にして、債務者と対峙することだけを仕事にしていると、200件を超えるとどうしようもないんですね。管理だけになってしまう。書類を管理するだけになってしまう。100件ぐらいが理想だと言われているんですけども、100件だと、私たちも

全件頭に入っていて、ああ、この人はこうだったとか、この人はこうだとなるんですが、200件を超えると頭の中に入りきれなくなってきた、自分の担当している債務者かどうかだんだんわからなくなる。そんなことがあるものですから、400件という数は、私からしますと、税務署レベルで言うと、人が足りないといって悲鳴を上げるレベルなんです。先ほどのお話だと、きちんとできていますとこうおっしゃるので、そこが私の経験則からいきますと、本当にできているのかなど。要するに、早期に接触できて、これは強制執行しなければいけないもの、これは分納交渉するものという区分けが早い段階でできているのかなどというのがありましてね。そんなことを言うてはいけませんけれども、要は、5年たつと時効で消滅してしまう。その時効で消滅するまでに何とかという延び延びになっていないのか。時効消滅までに何とかすればというあれはないんですかね。例えば、1年以内に全件接触できる、区分けするというふうにならないと、私なんかは、根本的に人が足りないと思う。10倍いたって足りないんじゃないかなんかと思っているんですけれどもね。

○山上課長 おっしゃるように、人が幾らでもいればいいんですけれども。ただ、確かに時効切迫事案というのは多数ございます。昔からある債権についてはそういう管理が必要になるわけですが、時効切迫事案について職員が行うというのは当然であります、おっしゃったように、新規のてん補の事案ですね。新規に発生する債権について、早い段階で対応をします。債務名義を取得するというのは非常に重要だという方針を最近打ち立てて、新規てん補事案への重点化ということを基本方針の中に入れてやってございます。その早い段階で、債務を取得する、あるいは債務の承認をさせるということが、債権管理の軽減化にもつながってまいりますので、そういうことを最近やり始めているところであります。

○小山専門委員 そこで私が申し上げたいのは、1人400件平均をお持ちになっていて、これは債務名義を取得すべき事案だというような判断がなかなか手に余るのではないかな。ですから、どこか民に出せるようなところは出して、ふるいにかけてたらいかがでしょうというのが我々の考え方。債務の存在さえ認めない連中が多いから、電話では交渉にならないとおっしゃったけれども、そこは一時的な接触のときに、そんなもの知るかといってガンと電話を切っちゃうような人は、多分、皆さんが説得したって、そうコロッと変わるということはないんだと思うんですね。ですから、一時的な債務者の感触をつかむ程度のことだって、民の人にやってもらったって差し支えないのではないかなという気がしますけれども。それは皆さんが交渉されたって同じだと思うんです。俺はそんな覚えはない。債務なんか負っていないと言われてしまうと、そこはそうなっちゃうんじゃないですかね。十分認識しています、ただ金がないから納まりませんという人は、今度、皆さんのところに回して交渉する。そんなもの知るかというのは、何回か催告してだめだったら、再度取りに行くでしょうけれども、そのすみ分け。

○山上課長 2つ申し上げたいと思うんですけれども、1つは、1人400件ということですが、時効切迫事案も含めればそうなんです、新規てん補事案に限って言うと660件ですので、これを重点的に対応すると。時効切迫事案についてはシステムに入っていますので、そこについては、極力行政資金を投入しないという方向でやるというのが1つ我々の方針として

あるというのはございます。

2つ目は、電話をして、俺は払わんと言ってガチャンと切られてしまうケース、あるいは、俺はその債務は知らないと言われたときに、折衝できる人間がやらないと、そこで債務の不存在というものを向こうが、債務不存在と俺は言ったということで終わってしまうという可能性があると思っています。したがって、先方にそういう認識が薄い場合に、あなたは債務者である。あなたは払わないと大変なことになりますよということをしっかり言える人間が、要するに督促行為、法律行為ができる人間がやらないと意味がないと思っています、かえって督促もできない、納付勧奨行為だけですと、それ以上言えませんから、そうしますと、何か債務者、加害者の方は安心をしちゃって、その後の我々の督促行為以降も法律行為、和解、裁判、非常に難しくなる。さらに、折衝を通じて我々は裁判を提起すべきかどうかという判断もしますので、そのファーストコンタクトをして接触して、折衝するというのが非常に重要だと思っていますので、そこはやはりその後続く法律行為を行う人間が一体的にやった方が効果は上がると認識をしているんですけれども。

以上、2つでございます。

○森主査 ありがとうございます。まだほかにもいろいろ御質問等があるかと思いますが、予定の時間を多少オーバーしましたので、これで国土交通省からのヒアリングを終了させていただきたいと思います。ぜひ国土交通省におかれましては、政府の自動車損害賠償保障事業における損害賠償金債権の回収を一層促進をしていただくために、先ほど来いろいろな意味で民間活用も含めた市場化テストの活用についても積極的に検討していただきたいとお願いをいたします。

本日はどうも大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。

(国土交通省退室)

○森主査 以上をもちまして本日の議題を終了させていただきますが、事務局の方から説明をしておくべき事項がございましたら。

○事務局 今日の御審議につきまして、相手省側にまた確認が足りないこと等がございましたら、事務局の方にお申しつけいただければ、確認をさせていただきたいと思います。

○森主査 もし何かございましたら、事務局の方へ送っていただければと思います。

それでは、本日の徴収分科会をこれで終了させていただきます。